

### 3 部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて

「本改定版」・「本取組」は、「はじめに」にも示したとおり、令和3年1月末に起こった、「本件事案」を二度と繰り返してはいけないこと、また、「実態調査」の結果で明らかになった多くの課題を解決するため、策定した。

以下、再発防止や部活動における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた実効性のある取組について示す。

なお、市町村教育委員会の所管する中学校や、私立学校においても、以下を参考に暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組をお願いするものである。

#### (1) 体制の構築

##### ア 学校における相談体制の周知

学校は、部員やその保護者等からの部活動における暴力・暴言・ハラスメントの校内相談体制（窓口等）について、指導者、部員、保護者等へ周知すること。

##### イ 「部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）」の設置

校長は、校務分掌に部活動担当（部活動主任等）を位置付け、部活動に係る校内委員会「部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）」（PTA 関係者や地域関係者等（部活動指導員、外部コーチ含む））を設置し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、年度初めや各学期中に学校の部活動方針を確認し、部活動指導の点検（チェックシートの活用等（【資料5】参照））に取り組む。

##### ウ 保護者会の設置の検討

###### ○ 設置の意義

保護者会は、生徒の自治及び主体性の育成とチーム目標の達成に向けた部活動運営のサポート的存在となることが期待される。また、保護者会が民主的かつ健康的に運営されることで、部活動に暴力・暴言・ハラスメントが持ち込まれる抑止力になることが期待できる。そのためには、生徒を第一に考え、指導者と保護者が手を携え、生徒一人ひとりの豊かな成長のために何ができるかを学び合うことが望まれる。

なお、保護者会の設置に当たっては、保護者の意向を十分に踏まえることや、学校が設置や運営に適切に関与し、協力体制の構築に当たり助言等をする必要がある。

###### ○ 指導者が、保護者の理解と協力を得るための取組（例）

- ・ 部活動通信を月1回又は大会前後に発信
- ・ 部活動参観日の設定と保護者会開催
- ・ 保護者会での保護者会費（必要経費）の事前説明と収支報告

###### ○ PTA 団体による取組（例）

- ・ PTA 団体による研修会（人権、部活動の在り方等）の開催
- ・ PTA 団体から各学校 PTA に対し、研修会開催（人権、部活動の在り方等）の検討を促す。
- ・ 各学校 PTA において、「部活動見守り隊（仮称）」を設置し、定期的に

1 部活動を参観し、活動を見守る。必要に応じて、管理職と連携し部活動  
2 の在り方等の改善に協力する。

## 3 4 (2) 学校における具体的な取組

### 5 ア 報告書の提出

6 ○ 学校は、令和3年4月以降の部活動における暴力・暴言・ハラスメントと疑わ  
7 れる事案については、【資料4】を活用するなどし、実態把握に努めること。  
8 また、県教育委員会（保健体育課・文化財課）に、速やかに一報を入れ、報告  
9 書を提出し、連携を図り、問題解決に努めること。

10  
11 ○ 県教育委員会（保健体育課・文化財課）は、上記報告を受け、ただちに学校や  
12 保護者等と連携し、問題の解決に取り組む。

13  
14 ○ 他の指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに当たる行為を確認した指導者等は、  
15 生徒の安全を確保し、速やかに管理職（校長等）に報告・相談すること。

### 16 17 イ チェックシートの活用（【資料5】参照）

18 ○ 校長は、年度初めや各学期中に、服務研修等を実施し、「管理職用、指導者用  
19 チェックシート」を活用し、所属する教職員をはじめ、指導者に対し、コンプラ  
20 イアンス遵守の徹底及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶に関する意識を高めた  
21 り、暴力・暴言等を生まない部活動環境になっているか部活動指導の振り返りと  
22 点検・改善に取り組むこと。

23  
24 ○ 指導者においても、定期的に自分自身の暴力・暴言・ハラスメントに関する認  
25 識を再確認したり、児童生徒への指導の在り方を見直したりすること。  
26 （【資料2】【資料3】【資料5】参照）

### 27 28 ウ 異動時の指導者情報の適切な引き継ぎ

29 ○ 管理職は、異動時において、部活動等における指導者の暴力・暴言・ハラスメ  
30 ントに関する情報を、適切に引き継ぐこと。

## 31 32 (3) 研修の充実

33 指導者は、少なくとも「年1回」は、各種研修会を受講することとし、県教育委員  
34 会は調査にて把握する。

### 35 36 ア 学校が実施すること

#### 37 ○ 校内研修の充実

- 38 ・4月発足職員会議（服務研修等）、長期休業中の職員会議等において、国のガ  
39 イドラインや「本改定版」・「本取組」、学校方針を確認し、また、チェック  
40 シートを活用するなどして、部活動指導の改善に取り組む。
- 41 ・指導者を対象に、オンデマンド等を活用し、人権教育を含め部活動関連の研修  
42 を実施する。
- 43 ・部員やその保護者にもオンデマンド等を活用し、活動の意義や価値等に関する  
44 研修を実施する。
- 45 ・原則として専門外<sup>1</sup>（体育科以外で競技経験無し）の教職員は校内研修の受講

1           で可とする。

2  
3           ○ 校外研修への参加の促進

- 4           ・学校は、専門の指導者に対し下記イ・ウへの積極的な参加を促す。  
5           ・専門の指導者は、校内研修以外に、年1回は県教育委員会や競技団体等の開催  
6           するいずれかの研修を受講しなければならない。

7  
8           <sup>1</sup> 「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」（令和3年7月公益財団法人日本スポーツ協会）に  
9           おいて、「担当教科が保健体育ではない」かつ「現在担当している運動部活動の競技経験がない」教  
10          員は、中学校で26.9%、高等学校で25.3%との報告がある。

11          また、沖縄県教育委員会（保健体育課）令和3年11月調査では、全日制県立高校において、「専門  
12          外」教職員（体育科以外で競技経験なし）は、1,250名（全教職員3,073名）、40.7%となっている。

13  
14  
15          イ 県教育委員会の研修

16           ○ 指導者研修の実施

17           保健体育課においては、下記研修において、今後も大学教授等による講義等を  
18           継続し、更なる研修の充実と指導者の資質向上に取り組む。

- 19           ・県立学校体育主任等研究協議会（4月、9月）  
20           ・運動部活動指導者・外部指導者研修会（5月、文化系部活動含む）

21  
22           ○ 管理職等研修の実施

23           県立学校教育課においては、管理職研修や経年研修（初任者、中堅研等）、生  
24           徒指導担当者研修など、様々な機会をとおして教職員の人権意識向上を図る研修  
25           を実施する。

26  
27          ウ 各団体等の研修の促進

28           ○ 県高等学校体育連盟・県中学校体育連盟・県スポーツ協会は、例年11月に開  
29           催する「沖縄県体育スポーツ・実践研究大会」の更なる充実を図る。

30  
31           ○ 県高等学校体育連盟・県高等学校文化連盟・県高等学校野球連盟・県中学校体  
32           育連盟・県中学校文化連盟等や高等学校・中学校各専門部は、上位団体の研修会  
33           受講や、独自の研修会開催に取り組む。

34  
35           ○ 県の所管課や県スポーツ協会、芸術文化関係団体等は、関係する各競技団体等  
36           に対し独自の研修会開催の検討を促すとともに、指導者に対し研修会受講を促  
37           す。

38  
39          （4）県教育委員会の役割

40           ア 各学校の部活動方針のフォローアップ

41           ○ 県教育委員会（保健体育課・文化財課）は、各県立学校及び市町村教育委員会  
42           の部活動方針を点検し、必要に応じて指導助言し、フォローアップする。

43  
44           イ 生徒・保護者等からの相談への対応

45           ○ 県教育委員会（保健体育課：運動部系担当、文化財課：文化部系担当）は、生

1 徒・保護者等からの部活動に関する相談等に対し、速やかに学校・関係者から状  
2 況を確認し、指導助言しながら、話し合いによる解決を促す。


3 問題の解決に当たっては、必要に応じて、スクールロイヤーの助言を受ける。

- 4  
5 ○ 実際に暴力・暴言・ハラスメントと特定されることが予想される事案について、  
6 保健体育課・文化財課は、県立学校教育課や学校人事課等の関係各課と連携し迅  
7 速に対応する。

8  
9 (5) 学校以外の相談窓口

10 暴力・暴言・ハラスメントを受け続けると、精神的に追いつめられ、心身症や  
11 適応障害、うつ病などを発症し、時に最悪の事態につながることもある。

12 部活動において、暴力・暴言・ハラスメントを受けたり、それを受けている部員  
13 から相談があった、あるいはそれらしきことを見かけた場合は、一人で悩まず、  
14 信頼できる人に相談することが大切である。学校は、下記の学校以外の相談窓口  
15 について、指導者、部員、保護者等へ周知すること。

<p>子どもの人権 110 番 0120-007-110 (全国共通・通話料無料) 受付時間：平日 8:30～午後 5:15 検索「インターネット人権相談」 <a href="http://www.moj.go.jp/content/001222273.gif">http://www.moj.go.jp/content/001222273.gif</a> 那覇地方法務局、沖縄県人権擁護委員連合会</p>	
---	--

【電話相談案内】機関名	電話番号
子ども若者みらい相談プラザ「sorae」 月火木金土 10:00～18:00 休：水・日・祝日・年末年始	098-943-5335 沖縄県総合福祉センター内
親子電話相談 休：日・祝祭日・年末年始 月～土 9:00～22:00 (時間外は留守電・FAX 対応)	098-869-8753 県教育庁生涯学習振興課
24 時間子ども SOS ダイアル	0120-0-78310
子どもの悩み事 110 番 (沖縄弁護士会) 毎週月曜日 (祝祭日を除く) 16:00～19:00	098-866-6725

17 地域スポーツクラブやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の関係団  
18 体及び芸術文化関係団体等に所属する児童生徒等においても、上記を利用できる。

19 通常、部員や保護者等からの学校の部活動における「相談」については、下記におい  
20 て、対応している。(電話対応は休日除く平日 9 時～17 時)

沖縄県教育庁保健体育課(運動部活動)	Mail : aa316008@pref.okinawa.lg.jp	TEL : 098-866-2726
沖縄県教育庁文化財課(文化部活動)	Mail : aa318005@pref.okinawa.lg.jp	TEL : 098-866-2731
沖縄県高等学校体育連盟(高校運動部)	Mail : kotairen@cello.ocn.ne.jp	TEL : 098-851-8421
沖縄県中学校体育連盟(中学校運動部)	Mail : o-chutai@alto.ocn.ne.jp	TEL : 098-996-1962
沖縄県高等学校文化連盟(高校文化部)	Mail : okikoubunren@as.open.ed.jp	TEL : 098-943-9613
沖縄県中学校文化連盟(中学校文化部)	Mail : o-chubun@chorus.ocn.ne.jp	TEL : 098-988-3123
沖縄県高等学校野球連盟(高校野球部)	Mail : 5589ohbf@kouyaren-okinawa.jp	TEL : 098-890-3158

- 中学校部活動については、市町村教育委員会、各教育事務所も対応している。  
○ スポーツ少年団等のみなさんは、市町村教育委員会にも相談できる。

1 (6) 指導者と部員等との連絡体制の在り方と留意点

2 「教職員の綱紀肅正と服務規律の確保について（通知）」（令和元年12月4日付  
3 け教人第1489号）において、

4 2(2) 教職員が児童生徒等と連絡を取り合う際には、当面、次の事項に留意すること。

5 ア 児童生徒等との連絡は、原則として学校の電話を利用し、職員私用の携帯電話  
6 話やメールを使用しないこと。やむを得ずメール等を使用する場合は、CC等  
7 を利用するなどして、管理者が連絡内容等を把握できるようにすること。

8 イ 携帯電話のメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を、  
9 児童生徒等との私的な連絡の手段として使用しないこと。

10 と示されている。

11  
12 上記を踏まえ、現状を考慮すると、SNS等の活用は、利便性が高く、効率的である  
13 ことから、その使用を制限するものではないと考える。ただし、下記の点に十分に  
14 留意し、指導者、部員等との連絡の際のSNS等の活用については、慎重に検討するこ  
15 と。

16  
17 ○ 原則として、指導者から部員への連絡事項は、学校教育活動時間内（部活動時  
18 間内）に、直接、口頭又はプリント等を用いて行い、必要に応じて保護者等へも  
19 周知すること。また、可能な限り、学校電話を使用すること。

20  
21 ○ ただし、部活動時間の変更や練習試合、大会等の中止・延期等の「緊急連絡」  
22 等の場合には、指導者と部員との連絡（SNS等の活用）が、顧問から主将といっ  
23 た「1対1」とならないよう、複数名でのグループ（主将、副主将、マネージャ  
24 ー等）での連絡体制を構築することや、保護者会役員を含める等の工夫を図ること。  
25

26  
27 ○ 事故発生等の緊急連絡体制については、指導者は管理職の携帯電話番号を確認  
28 しておくことはもちろんのこと、部員・保護者承諾の下、連絡先一覧（携帯電話  
29 番号等）を整えておくこと。

